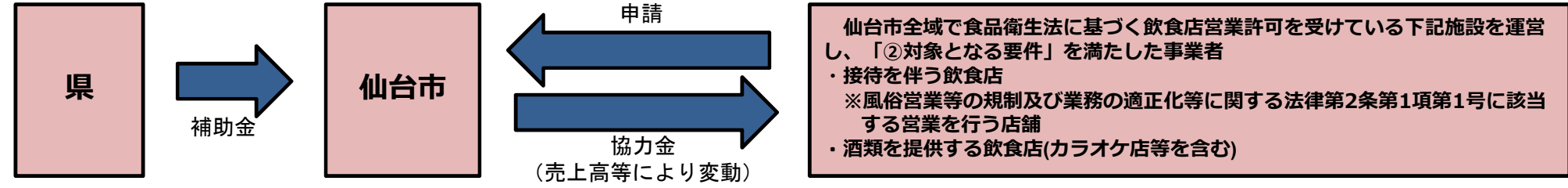


新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9期）（案）

資料4

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月17日午後8時から令和3年9月1日午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

- ◎令和3年8月16日以前から開業しており、令和3年8月17日午後8時から令和3年9月1日午前5時まで*の期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等
- ※酒類の提供は、午前11時から午後7時までに限る。 ※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。
- ※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は原則として要請対象外ですが、営業時間短縮要請に協力した場合は協力金を支給します。

【③1日当たり単価】

要請期間	1日当たり単価
4/5～5/6	4～10万円/日
5/6～5/12	3～10万円/日
5/12～6/1	3～10万円/日 (※仙台市による上乘せ含む)
6/1～6/14	2.5～7.5万円/日
7/21～8/17	2.5～7.5万円/日
8/17～9/1	2.5～7.5万円/日

【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,334～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		

※中小企業者はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×15日間となります。
 ※感染状況により、第9期の要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。